

自費解体・撤去等事業

以下の書類が必要です

| = 申請時に必要な書類 = | | 備考 | チェック欄 |
|---------------|--|--|-------|
| 1 | 申請書 (自費解体・撤去に係る償還申請書) ※原則として、「申請者 = 契約者 = 支払先口座名義人」となります。 | 様式第1号 | 必須 |
| 2 | 来庁される方の印鑑等 ・所有者本人が来庁する場合 → 実印と印鑑登録証明書 ・代理人が来庁する場合 → 所有者からの委任状 + 代理人の実印と印鑑登録証明書 | 住民課で発行 ※提出のみを委任される場合は、受任者の身分証明書をコピー | 要・不要 |
| | 法人の場合 → ・商業・法人登記簿謄本 (資本金の確認) ※法務局から町が登記情報提供を受けて確認するため提出不要 ・印鑑証明書 ※原本 (コピー×) | 法務局 (輪島支局等) で発行 ※登記事項 (建物/土地) 全部証明書は提出不要です。 | 要・不要 |
| 3 | 来庁される方の身分証明書 (個人のみ) ※申請書の提出のみ委任する場合は、受任者の身分証明書 | 各発行機関 ※提示後にコピーを取ります。 | 必須 |
| | 1点で可 運転免許証、パスポート、在留カード、個人番号カード、その他 (国、地方公共団体の機関が発行した身分証明書のうち顔写真付のもの) | | |
| | 上記がない場合、2点必要 国民健康保険、健康保険、船員保険もしくは介護保険の被保険者証、共済組合員証、国民年金手帳、国民年金・厚生年金保険・共済年金・恩給の証書、学生証、社員証、その他 顔写真なしの官公署発行の資格証など | | |
| 4 | り災証明書の原本 (提示) ※原本はコピーをとってお返します。 | 税務課で発行 | 必須 |
| 5 | 建物所有者がわかるもの | | |
| | ① 現在の建物所有者が記載されているもの → 登記事項(建物)全部事項証明書 ※原本 (コピー×) ※法務局から町が登記情報提供を受けて確認するため提出不要 | ※登記事項 (建物/土地) 全部証明書は提出不要です。 | 要・不要 |
| | ② 建物が未登記の場合 → 固定資産税(評価・課税)証明書 ※原本 (コピー×) ※郵送された固定資産税納税通知書(最新のもの)でも可。 | 税務課で発行 | 要・不要 |
| | ③ “①・②”が無い場合 → 登記事項(土地)全部事項証明書 ※法務局から町が登記情報提供を受けて確認するため提出不要 | ※登記事項 (建物/土地) 全部証明書は提出不要です。 | 要・不要 |
| 6 | 解体する建物を示した図面 様式名：被災建築物等の配置図 | 添付資料① | 必須 |
| 7 | 状況写真 (被災の状況が分かる写真) | 添付資料② | 必須 |

= 続いて裏面をご覧ください =

| | | | |
|-----------------------|--|--------------------|-------|
| 8 | 解体工事契約書（注文書＋請書でも可） | 業者が発行 | 必須 |
| 工事状況がわかるもの | | | |
| 9 | ① 工事写真 ※撮影方法は、下記の撮影例を参照 ➡ 工事前、工事中、工事後、物件の測量状況 ➡ 数値の目盛りの近影も必要 ※公簿面積ではなく実測面積で償還算定を希望する場合は測量状況がわかるものが必須 | 業者が発行 | 要・不要 |
| | ② 解体面積がわかる求積図、平面図 ➡ 求積をした計算書も必要 ※公簿面積ではなく実測面積で償還算定を希望する場合 | 業者が発行/作成 | 要・不要 |
| 10 | 解体工事費用内訳書 | 添付資料③ ※業者が記入/作成 | 必須 |
| 11 | 領収書（要印紙）、口座振込依頼書 | 業者又は金融機関が発行 | 必須 |
| 12 | マニフェスト伝票（E票）※産業廃棄物管理票 | 業者が発行 | 必須 |
| = 場合により必要な書類 = | | 備考 | チェック欄 |
| 13 | 代理人が申請がする場合 ➡ 所有者の委任状と印鑑登録証明書 ※原本（コピー×） ※表面の"1"の申請書"に添付 ※やむを得ない理由（入院等）がある方に限ります。 | 添付資料④ | 要・不要 |

※各種証明書類は発行日から3か月以内のものに限ります。コピーは受付窓口でも可能です。

※個別の状況により、上記以外の必要書類の提出をお願いすることがあります。

※避難等で書類作成が困難な場合は、行政書士に依頼することもできます。（費用は申請者の負担となります）

写真撮影例

工事前



測量状況（遠影）



測量状況（近影）

